

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 18 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和元年10月31日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	平成31年4月18日 熊本県上天草市松島町地内	個人 (車両運転者) (車両所有者) 軽乗用車	1,444,080円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和元年7月30日 熊本市北区武蔵ヶ丘地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	42,338円	
3	令和元年8月12日 熊本市北区植木町地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	6,290円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
4	令和元年6月11日 熊本市西区田崎地内	宗教法人光顕寺 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
5	令和元年7月23日 熊本県玉名市岩崎地内	有限会社城戸石 油店 (車両所有者) 軽貨物車	